

職業経験、技能、知識の不足などで就職に不安のある方へ

## 「トライアル雇用」に応募してみませんか？

「トライアル雇用」とは、働いた経験が少ないことから、期間の定めのない雇用（常用雇用）での就職に不安のある方などが、常用雇用への移行を前提として、原則3カ月間その企業で試用雇用として働いてみる制度です。

トライアル雇用の期間中は、仕事や企業について理解を深めることができ、また、労働基準法などの法律が適用され、賃金も支払われます。しかも、トライアル雇用が終わったあとは、約8割の人が常用雇用に移行しています。

平成26年3月からは対象となる人の要件を見直し、より利用しやすくなりました。あなたもトライアル雇用に応募して、常用雇用のチャンスをつかんでみませんか？

### 「トライアル雇用」の対象者は？

次のいずれかの要件を満たし、紹介日にトライアル雇用を希望した場合に対象となります。  
(要件確認のため、職業相談や紹介の際に履歴書や職務経歴書などを提出していただく場合があります)

- ① 紹介日時点で、就労経験のない職業に就くことを希望する
- ② 紹介日時点で、学校卒業後3年以内で、卒業後、安定した職業※<sup>1</sup>に就いていない
- ③ 紹介日の前日から過去2年以内に、2回以上離職や転職を繰り返している
- ④ 紹介日の前日時点で、離職している期間が1年を超えている※<sup>2</sup>
- ⑤ 妊娠、出産・育児を理由に離職し、紹介日の前日時点で、安定した職業に就いていない期間が1年を超えている
- ⑥ 就職の援助を行うに当たって、特別な配慮を要する※<sup>3</sup>

※<sup>1</sup> 期間の定めのない労働契約を締結し、1週間の所定労働時間が通常の労働者の所定労働時間と同等であること

※<sup>2</sup> パート・アルバイトなどを含め、一切の就労をしていないこと

※<sup>3</sup> 生活保護受給者、母子家庭の母等、父子家庭の父、日雇労働者、季節労働者、中国残留邦人等永住帰国者、ホームレス、住居喪失不安定就労者

◆ 紹介日時点で、次の方はトライアル雇用の対象者にはなりません。

- ・ 安定した職業に就いている人
- ・ 自ら事業を営んでいる人または役員に就いている人で、1週間当たりの実働時間が30時間以上の人
- ・ 学校に在籍中で卒業していない人（ただし、平成27年3月31日までの間は、卒業年度の1月1日以降も卒業後の就職の内定がない人は対象となります）
- ・ 他の事業所でトライアル雇用期間中の人

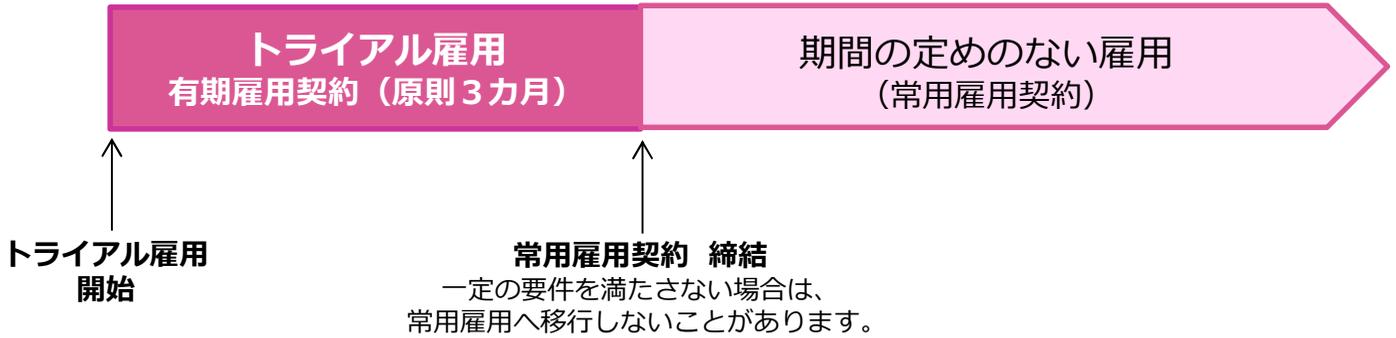
### 「トライアル雇用」のメリットは？

- 希望する仕事に就ける可能性や就職の機会が広がります。
- あなたと会社がお互いを理解した上で常用雇用へ移行するため、就職後も安心して仕事を続けることができます。

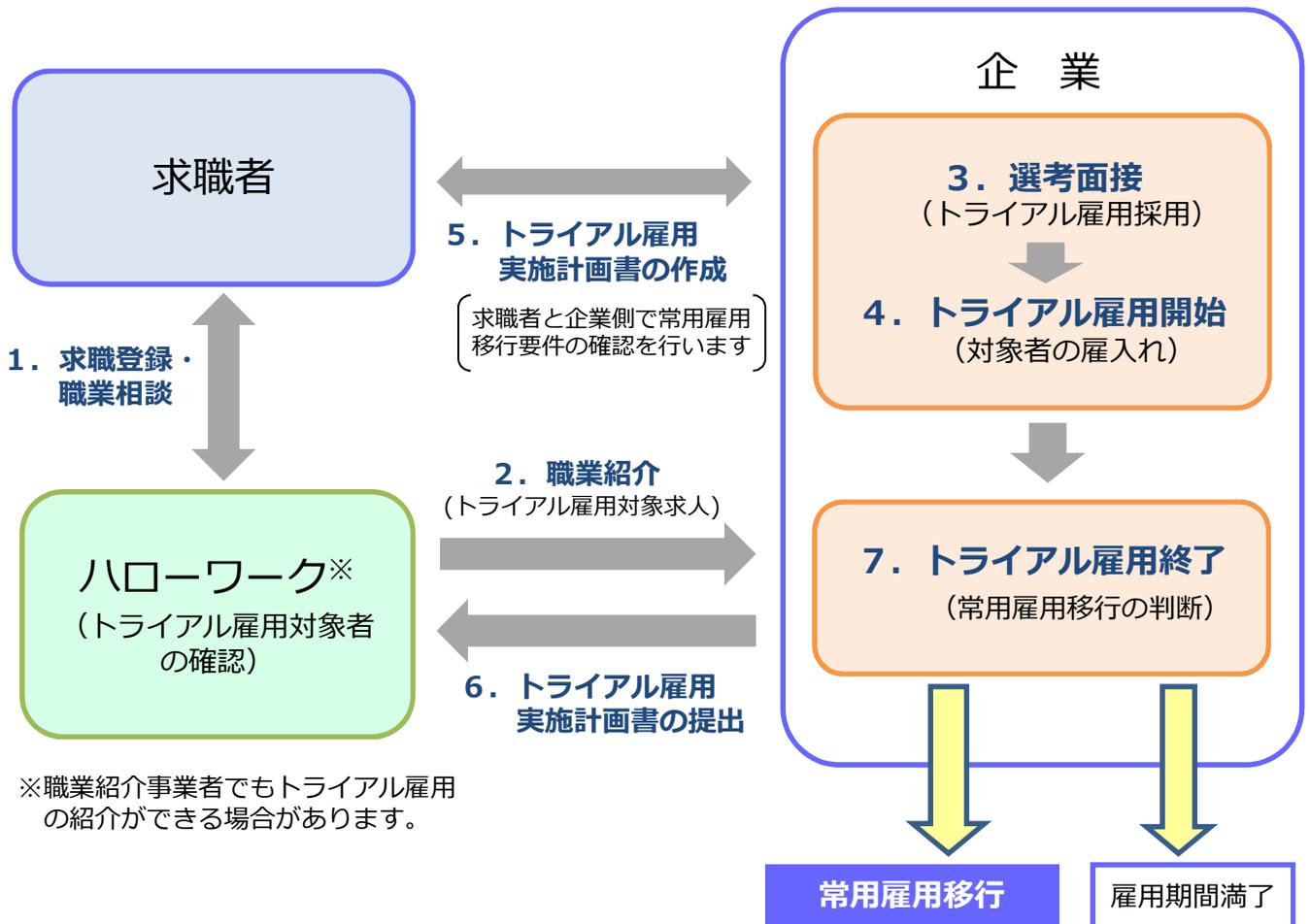
 トライアル雇用期間終了時点で、会社が求める業務遂行の能力を満たさない場合などは、常用雇用へ移行しないことがあります。



## 「トライアル雇用」のイメージ



## 「トライアル雇用」の仕組み



### <ご注意>

- ◆同時に複数のトライアル雇用の紹介はできません。
- ◆トライアル雇用の選考中は、新たなトライアル雇用の紹介はできません。
- ◆求人の応募状況によっては、トライアル雇用の紹介ができない場合があります。

詳しくは、都道府県労働局・ハローワークへお問い合わせください。